

岩手県告示第628号

家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく検査の実施（令和3年岩手県告示第189号）で告示した検査の方法の一部を次のとおり変更した。

令和3年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

実施の目的	検査の方法	
	変更前	変更後
ブルセラ症の発生予防	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条の規定による方法	抗体検査
結核の発生予防	家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法	ツベルクリン検査